令和８年12月富津市議会定例会
議　案　等　資　料

令和８年11月25日

富　　津　　市

令和８年12月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番　　号	件　　名	頁
	令和８年12月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第４号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第１条による改正）	7
議案第４号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第２条による改正）	16
議案第４号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第３条による改正）	18
議案第４号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第４条による改正）	20
議案第５号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第１条による改正）	21
議案第５号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第２条による改正）	22
議案第６号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第１条による改正）	23
議案第６号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第２条による改正）	24
議案第７号資料	富津市情報公開条例新旧対照表（第１条による改正）	25
議案第７号資料	富津市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第２条による改正）	26
議案第７号資料	富津市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第３条による改正）	27
議案第７号資料	富津市手数料条例新旧対照表（第４条による改正）	28
議案第７号資料	富津市行政財産使用料条例新旧対照表（第５条による改正）	32
議案第７号資料	富津市税条例新旧対照表（第６条による改正）	34
議案第７号資料	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例新旧対照表（第７条による改正）	36
議案第７号資料	富津市都市公園条例新旧対照表（第８条による改正）	37

番　　号	件　　名	頁
議案第７号資料	富津市体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第９条による改正）	40
議案第７号資料	富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例新旧対照表（第10条による改正）	43
議案第７号資料	富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第11条による改正）	44
議案第８号資料	富津市交通遺児等手当支給条例新旧対照表	45
議案第９号資料	富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	47
議案第10号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	49
議案第12号資料	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	52
議案第17号資料	富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要	58
議案第18号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	61
議案第19号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	62

令和８年 12 月富津市議会定例会議案等概要

番　号	件　名　及　び　概　要	関係部
議案第１号	令和８年度富津市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和８年台風第25号の影響によるＪＲ内房線「長浦駅～姉ケ崎駅」間の運休に伴い、生徒及び学生の通学手段を確保する臨時バスの運行に係る予算を措置する令和８年度富津市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法第179条第１項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和８年10月６日に専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部
議案第２号	令和８年度富津市一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和８年台風第25号の影響による災害対応等に係る予算を措置する令和８年度富津市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法第179条第１項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和８年10月27日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部
議案第３号	富津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について （提案理由） 子ども・子育て支援法第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。 （施行日） 公布の日	健康福祉部

番　号	件　名　及　び　概　要	関係部
議案第４号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 令和８年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 公布の日。一部令和９年４月１日	総務部
議案第５号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 公布の日。一部令和９年４月１日	総務部
議案第６号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 公布の日。一部令和９年４月１日	総務部
議案第７号	使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について （提案理由） 物価高騰、人件費の上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえ、使用料及び手数料の適正な水準を確保し、及び受益者と非受益者との負担の公平性を確保する等のため、関係する条例を整備するものである。 （施行日） 令和９年４月１日。一部公布の日	総務部 市民部 建設経済部 教育部

番　号	件　名　及　び　概　要	関係部
議案第８号	富津市交通遺児等手当支給条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 　物価高騰その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、手当の額を引き上げるとともに、支給の対象となる遺児の範囲を高等学校又は高等専門学校に在学中の者のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者までに拡大する等、遺児及びその家庭に対する支援を充実させるため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 　令和９年４月１日	健康福祉部
議案第９号	富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が施行されること等に伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 　公布の日。一部令和８年12月25日	健康福祉部
議案第10号	富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 　焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、令和７年度に開催された厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえ、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 　令和９年４月１日	消防本部
議案第11号	富津市企業誘致条例を廃止する条例の制定について （提案理由） 　富津工業用地の全ての分譲地に企業誘致を完了したことから、新たな企業進出を促進し、産業の振興及び雇用の促進並びに市勢の進展を図るという所期の目的を達成したため、条例を廃止するものである。 （施行日） 　令和９年４月１日	建設経済部

番　号	件　名　及　び　概　要	関係部
議案第12号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について （提案理由） 　鋸南地区環境衛生組合が令和９年３月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 （施行日） 　令和９年４月１日	総務部
議案第13号	令和８年度富津市一般会計補正予算（第７号） 補正額　267,262千円 補正後の予算額　37,172,363千円 （主な内容） ・ふるさとふっつ応援寄附関係費　16,648千円 ・生活保護扶助費　13,009千円 ・市民会館管理運営費　45,000千円	総務部
議案第14号	令和８年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号） 補正額　5,690千円 補正後の予算額　5,018,371千円 （提案理由） 　給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第15号	令和８年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） 補正額　885千円 補正後の予算額　948,724千円 （提案理由） 　給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第16号	令和８年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号） 補正額　7,163千円 補正後の予算額　6,003,517千円 （提案理由） 　給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部

番　号	件　名　及　び　概　要	関係部
議案第17号	富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定について （提案理由） 　富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体に指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第18号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて （提案理由） 　人権擁護委員森田吉一（もりたよしかず）氏の任期が令和９年３月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
議案第19号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて （提案理由） 　人権擁護委員能城　勝（のうじょうまさる）氏の任期が令和９年３月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
報告第１号	専決処分の報告について （報告理由） 　物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものである。	消防本部
報告第２号	専決処分の報告について （報告理由） 　物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものである。	消防本部

番　号	件　　名　　及　　び　　概　　要	関係部
報告第３号	専決処分の報告について （報告理由） 　車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものである。	消防本部

議案第４号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第１条による改正）

現　　行	改　正　案
（給料）	（給料）
第３条　給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年富津市条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第２条、第３条及び第４条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び第９条第１項の規定による調整額を除いたものとする。	第３条　給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年富津市条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第２条、第３条及び第４条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を除いたものとする。
２　宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は、一部が職員に支給される場合又は、次に掲げるものについて、その相当額をその職員の給料から控除することができる。 （１）　千葉県市町村職員共済組合の貯金 （２）　生命保険その他の団体の保険料 （３）　富津市職員親和会の会費 （４）　通勤用自動車駐車場使用料 （５）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めたもの	２　宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は、一部が職員に支給される場合又は、次に掲げるものについて、その相当額をその職員の給料から控除することができる。 （１）　千葉県市町村職員共済組合の貯金 （２）　生命保険その他の団体の保険料 （３）　富津市職員親和会の会費 （４）　通勤用自動車駐車場使用料 （５）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めたもの
（給料表）	（給料表）
第４条　給料表は、別表第１のとおりとする。	第４条　給料表は、別表第１のとおりとする。
２　前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。	２　前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第２に掲げるとおりとする。	３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第２に掲げるとおりとする。
４　任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務	４　任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務

の級の定数を認定し、又は改定することができる。	の級の定数を認定し、又は改定することができる。
5　職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。	5　職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。
6　任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第３項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。	6　任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第３項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。
7　職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。	7　職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。
8　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。	8　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第18条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第18条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。
2　前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の３の勤務には含まれないものとする。	2　前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の３の勤務には含まれないものとする。
（期末手当）	（期末手当）
第21条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第21条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第21条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第21条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100	（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80	（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60	（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60

（４）　３箇月未満　100分の30	（４）　３箇月未満　100分の30
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。
４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　職務の級が給料表の５級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。	５　職務の級が給料表の５級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第22条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第22条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第21条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第22条第３項」と、「第２項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の２中「前条第１項」とあるのは「第22条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第１（第４条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第21条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第22条第３項」と、「第２項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の２中「前条第１項」とあるのは「第22条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第１（第４条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300

以外の職員	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

以外の職員	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900

40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	

40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	

70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			

70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400	
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700	
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900	
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100	
86	275, 500	315, 300	366, 500			
87	275, 800	315, 600	366, 900			
88	276, 100	315, 900	367, 300			
89	276, 400	316, 200	367, 500			
90	276, 700	316, 500	367, 900			
91	277, 000	316, 800	368, 300			
92	277, 300	317, 100	368, 700			
93	277, 600	317, 300	368, 900			
94		317, 500	369, 200			
95		317, 800	369, 600			
96		318, 200	369, 900			
97		318, 400	370, 200			
98		318, 700	370, 600			
99		319, 000	371, 000			

	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
任期付職員		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

	100		319,400	371,400					
	101		319,600	371,900					
	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
任期付職員		216,200	251,500	282,500	314,000	329,500	354,500	397,000	439,600
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

間勤務職員	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

間勤務職員	円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400

議案第４号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第２条による改正）

改　正　前	改　正　案
（期末手当）	（期末手当）
第21条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第21条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第21条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第21条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100	（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80	（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60	（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60
（４）　３箇月未満　100分の30	（４）　３箇月未満　100分の30
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.５」とあるのは「100分の72.５」とする。
４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　職務の級が給料表の５級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。	５　職務の級が給料表の５級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
（勤勉手当）	（勤勉手当）

第22条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第22条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.５ を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.５ を乗じて得た額の総額
３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
４　第21条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第22条第３項」と、「第２項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。	４　第21条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第22条第３項」と、「第２項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第２項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の２中「前条第１項」とあるのは「第22条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。	５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の２中「前条第１項」とあるのは「第22条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

議案第４号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第３条による改正）

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>（特定任期付職員の給与の特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr><tr><td>6</td><td>765,000</td></tr><tr><td>7</td><td>893,000</td></tr></table>２　任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。
（略）
３　前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）
第８条　一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第４条、第５条、第９条から第11条まで、第19条第１項及び第２項、第20条並びに第20条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。
２　特定任期付職員に対する給与条例第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第21条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第22条第２項第１号中「1</td><td>（特定任期付職員の給与の特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>419,000</td></tr><tr><td>2</td><td>470,000</td></tr><tr><td>3</td><td>525,000</td></tr><tr><td>4</td><td>593,000</td></tr><tr><td>5</td><td>677,000</td></tr><tr><td>6</td><td>790,000</td></tr><tr><td>7</td><td>923,000</td></tr></table>２　任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。
（略）
３　前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）
第８条　一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第４条、第５条、第９条から第11条まで、第19条第１項及び第２項、第20条並びに第20条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。
２　特定任期付職員に対する給与条例第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第21条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第22条第２項第１号中「1</td></tr>
</table>

00分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。	00分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

議案第４号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第４条による改正）

改　正　前	改　正　案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第８条　一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第４条、第５条、第９条から第11条まで、第19条第１項及び第２項、第20条並びに第20条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ２　特定任期付職員に対する給与条例第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第21条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第22条第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第８条　一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第４条、第５条、第９条から第11条まで、第19条第１項及び第２項、第20条並びに第20条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ２　特定任期付職員に対する給与条例第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第21条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第22条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

議案第５号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第１条による改正）

現　　行	改　正　案
（期末手当） 第４条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。	（期末手当） 第４条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30
３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあっては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあっては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第５号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第２条による改正）

改　正　前	改　正　案
（期末手当） 第４条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。	（期末手当） 第４条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の235　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　100分の100 （２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80 （３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60 （４）　３箇月未満　100分の30
３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあっては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあっては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第６号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第７号）新旧対照表（第１条による改正）

現　　行	改　正　案
（期末手当）	（期末手当）
第６条　議長、副議長及び議員で６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。	第６条　議長、副議長及び議員で６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100	（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80	（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60	（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60
（４）　３箇月未満　100分の30	（４）　３箇月未満　100分の30
３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。	３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。
４　期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	４　期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第６号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第７号）新旧対照表（第２条による改正）

改　正　前	改　正　案
（期末手当）	（期末手当）
第６条　議長、副議長及び議員で６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。	第６条　議長、副議長及び議員で６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の235　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100	（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80	（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60	（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60
（４）　３箇月未満　100分の30	（４）　３箇月未満　100分の30
３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。	３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。
４　期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	４　期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第７号資料

富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第９号）新旧対照表（第１条による改正）

現　　行	改　正　案
（開示請求権）	（開示請求権）
第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	第５条　次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関が保有する行政文書の開示の請求（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。以下「開示請求」という。）をすることができる。 （１）　市内に住所を有する者 （２）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 （３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （４）　市内に存する学校に在学する者 （５）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
（費用負担）	（手数料）
第17条　行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。	第17条　開示請求者は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。
２　行政文書の写しの交付を受ける場合の当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。	２　実施機関は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。 ３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

議案第７号資料

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年富津市条例第19号）新旧対照表（第２条による改正）

現　　行	改　正　案
（開示請求に係る手数料等）	（開示請求に係る手数料等）
第６条　法第89条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。	第６条　市の機関に対し開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。
２　法第87条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならず、当該写しの交付を令第28条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。	２　市の機関は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。
	３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他市の機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

議案第７号資料

富津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年富津市条例第１号）新旧対照表（第３条による改正）

現　　行	改　正　案
（開示請求の手数料等） 第30条　個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。	（開示請求の手数料等） 第30条　開示請求者は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において議長が別に定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。
２　第28条第１項に規定する写しの交付を受ける場合の当該写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を受ける者の負担とし、当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。	２　議長は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。
	３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他議長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

議案第７号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第５号）新旧対照表（第４条による改正）

現　　行

（手数料の名称及び金額）

第２条　手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。

別表（第２条関係）

区分	名称	事務の内容	単位	金額
				（略）
8	優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の４第３項第７号イ又は第63条第３項第７号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	１件につき	86,000円

改　正　案

（手数料の名称及び金額）

第２条　手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。

別表（第２条関係）

区分	名称	事務の内容	単位	金額
				（略）
8	優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の４第３項第７号イ又は第63条第３項第７号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	１件につき造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
			造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
			造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
			造成宅地の面積が0.6ヘ	260,000円

										クタール以上１ヘクタール未満の場合	
										造成宅地の面積が１ヘクタール以上３ヘクタール未満の場合	390,000円
										造成宅地の面積が３ヘクタール以上６ヘクタール未満の場合	510,000円
										造成宅地の面積が６ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
										造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
	9	優良住宅認定申請手数料	租税特別措置法第28条の４第３項第６号及び第７号ロ、第31条の２第２項第15号	１件につき新築住宅の床面積の合計が100平方	6,200円		9	優良住宅認定申請手数料	租税特別措置法第28条の４第３項第６号及び第７号ロ、第31条の２第２項第15号	１件につき新築住宅の床面積の合計が100平方	6,200円

		ニ、第62条の３第４項第15号ニ、第63条第３項第６号及び第７号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	メートル以下のとき	
			100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	8,600円
			500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	13,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	35,000円
			10,000平方メートルを超えるとき	43,000円
				（略）

		ニ、第62条の３第４項第15号ニ、第63条第３項第６号及び第７号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	メートル以下のとき	
			100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	8,600円
			500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	13,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	35,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	43,000円
			50,000平方メートルを超えるとき	58,000円
				（略）

26	住民基本台帳閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の２第１項の規定による住民基本台帳の閲覧	１人につき	100円
				（略）
32	地番図又は航空写真交付手数料	固定資産税賦課のため作製した地番図又は航空写真の写しの交付	１枚につき	300円
33	その他の証明手数料	前各項に定めるもののほか、市長が必要と認める証明	１通につき	300円

備考　１通の証明書に２種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

26	住民基本台帳閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の２第１項の規定による住民基本台帳の閲覧	１人につき	300円
				（略）
32	地番図又は航空写真交付手数料	固定資産税賦課のため作製した地番図又は航空写真の写しの交付	１枚につき	400円
33	その他の証明手数料	前各項に定めるもののほか、市長が必要と認める証明	１通につき	300円

備考　１通の証明書に２種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

議案第７号資料

富津市行政財産使用料条例（昭和56年富津市条例第17号）新旧対照表（第５条による改正）

現　　行	改　正　案
（使用料）	（使用料）
第２条　法第238条の４第７項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、富津市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則（昭和50年富津市教育委員会規則第１号）第１条の規定に基づき、その目的のために使用させる場合を除く。	第２条　法第238条の４第７項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、富津市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則（昭和50年富津市教育委員会規則第１号）第１条の規定に基づき、その目的のために使用させる場合を除く。
（１）　別表に掲げる行政財産を同表に定める内容により使用する場合は、同表に定める額	（１）　別表に掲げる行政財産を同表に定める内容により使用する場合は、同表に定める額
（２）　前号以外の土地（従物を含む。）については、市長が評定した土地価格の1,000分の３以内で市長が定める額（当該土地の使用期間が１月に満たない場合は、消費税相当額を含む。）	（２）　前号以外の土地（従物を含む。）については、市長が評定した土地価格の1,000分の３以内で市長が定める額（当該土地の使用期間が１月に満たない場合は、消費税相当額を含む。）
（３）　第１号以外の建物（従物を含む。）については、市長が評定した建物価格の1,000分の５以内で市長が定める額（消費税相当額を含む。）	（３）　第１号以外の建物（従物を含む。）については、市長が評定した建物価格の1,000分の５以内で市長が定める額（消費税相当額を含む。）
（４）　前各号に定める土地、建物以外の行政財産については、市長が定める額	（４）　前各号に定める土地、建物以外の行政財産については、市長が定める額
２　前項第２号及び第３号の使用料は、月額とする。ただし、使用期間が月の初日から始まるとき以外のとき、又は月の末日に終るとき以外のときは、その月分の使用料は日割りをもって計算するものとする。	２　前項第２号及び第３号の使用料は、月額とする。ただし、使用期間が月の初日から始まるとき以外のとき、又は月の末日に終るとき以外のときは、その月分の使用料は日割りをもって計算するものとする。
３　市長は、特に必要があると認めたときは、時間を単位として使用料の額を定めることができる。	３　市長は、特に必要があると認めたときは、時間を単位として使用料の額を定めることができる。
４　前３項の規定にかかわらず、電柱、看板、ガス管、水道管及びその他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）を設置する目的で使用するときは、富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）に規定する占用料の額を準用する。	４　前３項の規定にかかわらず、電柱、看板、ガス管、水道管及びその他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）を設置する目的で使用するときは、富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）に規定する占用料の額を準用する。

別表（第２条第１項第１号）

行政財産の名称	使用内容	単位	使用料	
小学校 中学校 保育所	建物	１時間	昼間	440円
			夜間	550円
小学校 中学校 保育所	運動場	３時間	昼間	990円
			夜間	1,430円
庁舎	現金自動支払機の設置	１台当たり１月	550円	
庁舎等	自動販売機の設置	１台当たり１月	550円	
庁舎等	物品の展示販売	3.3㎡当たり１時間	330円	

備考

１　使用時間を超過した場合、１時間（端数は、１時間とする。）につき、昼間440円、夜間550円を徴収する。

２　照明設備を使用するときは、１時間（端数は、１時間とする。）につき、660円を徴収する。

別表（第２条第１項第１号）

行政財産の名称	使用内容	単位	使用料	
小学校 中学校	建物	１時間	昼間	660円
			夜間	820円
	屋外運動場	１時間	昼間	490円
			夜間	710円
	屋内運動場	１時間	昼間	330円
			夜間	480円
庁舎	現金自動支払機の設置	１台当たり１月	550円	
庁舎等	自動販売機の設置	１台当たり１月	550円	
	物品の展示販売	3.3㎡当たり１時間	330円	

備考

１　使用時間を超過した場合、１時間（端数は、１時間とする。）につき、昼間660円、夜間820円を徴収する。

２　市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（団体にあってはその構成員の過半数が市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者である場合）以外の者が利用するときの使用料は、庁舎及び庁舎等を除き、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。

議案第７号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表（第６条による改正）

現　　行	改　正　案
（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）	（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）
第91条　新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第１項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。	第91条　新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第１項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
２　法第445条若しくは第80条第２項ただし書又は第81条の２の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条第２項ただし書又は第81条の２の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。	２　法第445条若しくは第80条第２項ただし書又は第81条の２の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条第２項ただし書又は第81条の２の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。
３　市長は、前２項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。	３　市長は、前２項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。
４　第１項及び第２項の標識のひな形並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。	４　第１項及び第２項の標識のひな形並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。
５　第１項又は第２項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に取付けていなければならな	５　第１項又は第２項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に取付けていなければならな

い。	い。
6　第１項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなったものは、市長に対し、第87条第３項の申告書を提出する際当該申告書を添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。	6　第１項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなったものは、市長に対し、第87条第３項の申告書を提出する際当該申告書を添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。
7　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課せられないこととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	7　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課せられないこととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
8　第１項又は第２項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。	8　第１項又は第２項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、250円を納めなければならない。
9　第１項又は第２項の標識は、これを譲渡し、貸し付け又は不正使用してはならない。	9　第１項又は第２項の標識は、これを譲渡し、貸し付け又は不正使用してはならない。

議案第７号資料

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成６年富津市条例第５号）新旧対照表（第７条による改正）

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>（一般廃棄物の自己処理の基準）
第14条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第３条又は第４条の２に定める基準に従わなければならない。
（処理手数料の減免）
第26条　市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者について、第24条及び第25条の規定による処理手数料を減免することができる。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料）
第28条　第22条第１項の許可を受けようとする者又は第23条第２項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別表第４に定める手数料を納入しなければならない。
別表第４（第28条）
<table>
<tr><th>手数料の名称</th><th>手数料の額（１件につき）</th></tr>
<tr><td>一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物処分業の許可申請手数料</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>浄化槽清掃業の許可申請手数料</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>事業範囲変更許可申請手数料</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>許可証の再交付申請手数料</td><td>3,000円</td></tr>
</table>
</td><td>（一般廃棄物の自己処理の基準）
第14条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号　　）第３条又は第４条の２に定める基準に従わなければならない。
（処理手数料の減免）
第26条　市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者について、第24条及び前条　の規定による処理手数料を減免することができる。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料）
第28条　第22条第１項の許可を受けようとする者又は第23条第２項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別表第４に定める手数料を納入しなければならない。
別表第４（第28条）
<table>
<tr><th>手数料の名称</th><th>手数料の額（１件につき）</th></tr>
<tr><td>一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物処分業の許可申請手数料</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>浄化槽清掃業の許可申請手数料</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>事業範囲変更許可申請手数料</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>許可証の再交付申請手数料</td><td>4,500円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第７号資料

富津市都市公園条例（昭和51年富津市条例第３号）新旧対照表（第８条による改正）

現　　行

（使用料又は占用料）

第９条　次の各号に該当する者は、それぞれ別表第２又は別表第３に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

（１）　第３条第１項又は第３項若しくは第６条の２第２項の許可を受けた者

（２）　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者

別表第３（第９条関係）

１　陸上競技場使用料

区分				単位	金額
専用	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般	１使用１時間以内	1,650円
			学生		770円
			中学生以下		550円
		アマチュアスポーツ以外の催物			5,500円
	入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツ			16,500円
		営利を目的とする催物			33,000円
個人		一般・学生			50円
		中学生以下			30円
付属設備	放送設備	入場料の類を徴収しない場合		１回	1,100円
		入場料の類を徴収する場合			4,400円
	コインロッカー				100円
	シャワー				100円

備考	市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（以

改　正　案

（使用料又は占用料）

第９条　次の各号に該当する者は、それぞれ別表第２又は別表第３に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

（１）　第３条第１項又は第３項若しくは第６条の２第２項の許可を受けた者

（２）　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者

別表第３（第９条関係）

１　陸上競技場使用料

区分				単位	金額
専用	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般・学生	１使用１時間以内	2,000円
			中学生以下		1,000円
		アマチュアスポーツ以外の催物			5,500円
	入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツ			16,500円
		営利を目的とする催物			33,000円
個人		一般・学生			100円
		中学生以下			50円
附属設備	放送設備	入場料の類を徴収しない場合		１回	1,100円
		入場料の類を徴収する場合			4,400円
	コインロッカー				100円

備考	市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（以

	下「市内利用者」という。）以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する使用料に５割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　野球場使用料

区分				単位	金額
					（略）
附属設備	入場料の類を徴収しない場合	夜間照明設備	職業野球チーム及び野球以外の催物	１使用１時間以内	7,700円
			一般野球チーム、学生野球チーム及び中学生以下の野球チーム	全点灯の場合	5,500円
				半点灯の場合	3,850円
		放送設備		１回	1,100円
		スコアボード			550円
	入場料の類を徴収する場合	夜間照明設備	職業野球チーム及び野球以外の催物	１使用１時間以内	15,400円
			一般野球チーム、学生野球チーム及び中学生以下の野球チーム		7,700円
		放送設備		１回	4,400円
		スコアボード			1,100円
	コインロッカー				100円
	シャワー				100円

	下「市内利用者」という。）以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー　　を除き、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　野球場使用料

区分				単位	金額
					（略）
附属設備	入場料の類を徴収しない場合				
		放送設備		１回	1,100円
		スコアボード			550円
	入場料の類を徴収する場合				
		放送設備		１回	4,400円
		スコアボード			1,100円
	コインロッカー				100円

備考	1　市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する使用料に５割に相当する額を加算した額とする。 2　夜間照明設備を利用する場合において、30分未満の端数があるときは、本表に規定する金額の２分の１の額とする。 3　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3　テニス場使用料

区分	単位	金額
		（略）

備考	1　市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する使用料に５割に相当する額を加算した額とする。 2　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4　球技広場・少年サッカー場・運動場広場使用料

区分	単位	金額
		（略）

備考	市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、本表に規定する使用料に５割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5　ビジターセンター使用料

（略）

備考	1　市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー　　を除き、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。 2　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3　テニス場使用料

区分	単位	金額
		（略）

備考	1　市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。 2　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4　球技広場・少年サッカー場・運動場広場使用料

区分	単位	金額
		（略）

備考	市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5　ビジターセンター使用料

（略）

議案第７号資料

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）新旧対照表（第９条による改正）

現　　行	改　正　案
（利用料金）	（利用料金）
第11条　利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。	第11条　利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。
２　体育施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とし、これを変更する場合も、また同様とする。	２　体育施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とし、これを変更する場合も、また同様とする。
３　利用料金は、許可を受けたときに納入しなければならない。	３　利用料金は、許可を受けたときに納入しなければならない。
４　利用料金は、指定管理者の収入とする。	４　利用料金は、指定管理者の収入とする。
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）
１　総合社会体育館利用料金限度額	１　総合社会体育館利用料金限度額
（略）	（略）
備考	備考
１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。	１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。
２　許可利用時間を経過したときの超過時間の金額は、本表により計算する。	２　許可利用時間を経過したときの超過時間の金額は、本表により計算する。
３　利用時間が午後５時から午後９時までの間の金額は、設備器具に係るものを除き、本表に規定する金額に100分の200を乗じて得た額とする。	３　利用時間が午後５時から午後９時までの間の金額は、設備器具に係るものを除き、本表に規定する金額に100分の200を乗じて得た額とする。
４　主体育室の２分の１のみを専用で利用する場合（入場料の類を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに利用するときに限る。）の金額は、本表に規定する金額の２分の１の額とする。ただし、備考３に該当する場合は、当該規定を適用して得た額の２分の１の額とする。	４　主体育室の２分の１のみを専用で利用する場合（入場料の類を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに利用するときに限る。）の金額は、本表に規定する金額の２分の１の額とする。ただし、備考３に該当する場合は、当該規定を適用して得た額の２分の１の額とする。
５　市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（以下「市内利用者」という。）以外の者が利用するときの金額は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する金額に100分の150を乗じ	５　市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（以下「市内利用者」という。）以外の者が利用するときの金額は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する金額に100分の200を乗じ

て得た額とする。ただし、備考３又は備考４に該当する場合は、当該規定を適用して得た額に100分の150を乗じて得た額とする。

６　金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　富津運動広場利用料金限度額

区分		単位	金額
市内利用者	学生	１時間（１面当たり）	220円
	一般		330円
市内利用者以外	学生		440円
	一般		660円

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

２　許可利用時間を経過したときの経過時間の金額は、本表により計算する。

３　新富運動広場利用料金限度額

区分		単位	金額
市内利用者	学生	１時間（１面当たり）	220円
	一般		330円
市内利用者以外	学生		440円
	一般		660円

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

２　許可利用時間を経過したときの経過時間の金額は、本表により計算する。

４　浅間山運動公園利用料金限度額

(略)

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

て得た額とする。ただし、備考３又は備考４に該当する場合は、当該規定を適用して得た額に100分の200を乗じて得た額とする。

６　金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　富津運動広場利用料金限度額

区分		単位	金額
市内利用者	学生	１時間（１面当たり）	330円
	一般		490円
市内利用者以外	学生		660円
	一般		990円

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

２　許可利用時間を経過したときの経過時間の金額は、本表により計算する。

３　新富運動広場利用料金限度額

区分		単位	金額
市内利用者	学生	１時間（１面当たり）	330円
	一般		490円
市内利用者以外	学生		660円
	一般		990円

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

２　許可利用時間を経過したときの経過時間の金額は、本表により計算する。

４　浅間山運動公園利用料金限度額

(略)

備考

１　１時間に満たない時間は、１時間として計算する。

2　許可利用時間を超過したときの超過時間の金額は、本表により計算する。 3　市内利用者以外の者が利用するときの金額は、本表に規定する金額に100分の150を乗じて得た額とする。 4　金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	2　許可利用時間を超過したときの超過時間の金額は、本表により計算する。 3　市内利用者以外の者が利用するときの金額は、本表に規定する金額に100分の200を乗じて得た額とする。 4　金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第７号資料

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第５号）新旧対照表（第10条による改正）

現　　行	改　正　案
（使用料） 第６条　使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 ２　前項の使用料は、使用の許可を受けたときに直ちに納付しなければならない。	（使用料） 第６条　使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 ２　前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。
別表（第６条関係） 使用料金表 （略） 備考 １　市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の５割の額を加算する。 ２　冷暖房を使用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ３　土曜日及び日曜日に使用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ４　使用時間を超過した場合の使用料は、１時間（端数は１時間とする。）につき当該使用料の３割の額を加算する。 ５　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 ６　ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用料の２分の１の額とする。 ７　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	別表（第６条関係） 使用料金表 （略） 備考 １　市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の10割の額を加算する。 ２　冷暖房を使用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ３　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 ４　ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用料の２分の１の額とする。 ５　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第７号資料

富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例（平成18年富津市条例第８号）新旧対照表（第11条による改正）

現　　行	改　正　案
（使用料等） 第10条　使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。	（使用料等） 第10条　使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。
	２　前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。
２　記念館の展示物を観覧しようとする者（以下「入館者」という。）に係る入館料は、無料とする。	３　記念館の展示物を観覧しようとする者（以下「入館者」という。）に係る入館料は、無料とする。
別表（第10条関係） 富津埋立記念館使用料	別表（第10条関係） 富津埋立記念館使用料
（略）	（略）
備考 １　市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の５割の額を加算する。 ２　冷暖房を使用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ３　土曜日及び日曜日に利用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ４　利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 ５　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	備考 １　市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用の区分に係る使用料の10割の額を加算する。 ２　冷暖房を使用するときは、当該使用料に５割を加算した額とする。 ３　利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 ４　使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第８号資料

富津市交通遺児等手当支給条例（昭和53年富津市条例第３号）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（定義）	（定義）
第２条　この条例において「遺児」とは、本市の住民基本台帳に記録されている義務教育終了前の者で、交通事故により父又は母が死亡し、若しくは別表に規定する障害の状態にある者をいう。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
２　この条例において「保護者」とは、親権者又は親権者以外の者で、現に遺児と同居して生計をともにし、保護養育する者をいう。	（１）　遺児　本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、交通事故により父又は母が死亡し、又は別表に規定する障害の状態にあるもののうち、次に掲げる者をいう。 ア　義務教育就学前の者（以下「乳幼児」という。） イ　小学校に在学中の者（以下「小学生」という。） ウ　中学校に在学中の者（以下「中学生」という。） エ　高等学校又は高等専門学校に在学中の者のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（以下「高校生」という。）
３　この条例において、「交通事故」とは、車両の交通による事故で自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）により設立された自動車安全運転センターから同法第29条第１項第３号の規定による証明書が交付された交通事故又は警察官署がこれを交通事故として証明したものをいう。	（２）　保護者　現に遺児と同居して生計をともにし、保護養育する者のうち、親権者又は親権者以外の者をいう。
（受給資格の消滅）	（受給資格の消滅）
第４条　次のいずれかに該当するときは、保護者の手当を受ける資格を失う。	第４条　保護者は、次のいずれかに該当するときは、手当を受ける資格を失う。
（１）　父又は母が再婚したとき。	（１）　遺児の父又は母が再婚したとき。
（２）　父又は母が第２条第１項に規定する障害の状態から回復したとき。	（２）　遺児の父又は母が別表に規定する障害の状態から回復したとき。
（３）　第３条第１項に規定する保護者でなくなったとき。	（３）　現に遺児と同居して生計をともにし、保護養育しなくなったとき。
	（４）　本市に住所を有しなくなったとき。

（手当の額及び支給方法）

第７条　手当の額は、次の各号の定めるところによる。

（１）　保育手当　就学前の乳幼児１人につき月額3,000円

（２）　就学手当　小・中学校に在学中の児童生徒１人につき月額4,000円

２　手当は、次に掲げる区分によって支給する。ただし、受給資格が消滅した場合におけるその期間の手当は、支給月でない月であっても支給する。

期別	期間	支給月
第１期	４月から９月まで	９月
第２期	10月から翌年３月まで	３月

別表（第２条第１項）

障害とは、身体障害者障害程度等級表１級又は２級に該当し、次のいずれかに該当する状態をいう。

１　両眼が失明又は両眼の視力の和が0.04以下のもの

２　言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったとき

３　両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの

４　両上肢の機能を全廃したもの

５　両下肢の機能の著しい障害

６　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

７　体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの

８　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

９　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（手当の額及び支給方法）

第７条　保育手当の額は、乳幼児１人につき月額5,000円とする。

２　就学手当の額は、小学生１人につき月額6,000円とし、中学生１人につき月額7,000円とし、高校生１人につき月額8,000円とする。

３　手当は、次に掲げる区分によって支給する。ただし、受給資格が消滅した場合、支給月に申請があった場合等におけるその期間の手当は、支給月でない月であっても支給する。

期別	期間	支給月
第１期	４月から９月まで	９月
第２期	10月から翌年３月まで	３月

別表（第２条、第４条関係）

障害とは、身体障害者障害程度等級表１級又は２級に該当し、次のいずれかに該当する状態をいう。

１　両眼が失明又は両眼の視力の和が0.04以下のもの

２　言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったとき

３　両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの

４　両上肢の機能を全廃したもの

５　両下肢の機能の著しい障害

６　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

７　体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの

８　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

９　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

議案第９号資料

富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年富津市条例第26号）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第14条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
	（児童対象性暴力等の防止）
	第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（職員）	（職員）
第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。	２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。
３　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事	３　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事

するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。 （１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 （２）　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。	するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。 （１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 （２）　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

議案第10号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第18条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	第18条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
（１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。	（１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
ア　別表第３の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離	ア　別表第３の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
イ　対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離	イ　対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
（２）　可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	（２）　可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
（３）　地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	（３）　地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
（４）　地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	（４）　地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
（５）　不燃性の床上又は台上で使用すること。	（５）　不燃性の床上又は台上で使用すること。
（６）　故障し、又は破損したものを使用しないこと。	（６）　故障し、又は破損したものを使用しないこと。
（７）　本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	（７）　本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
（８）　本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	（８）　本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
（９）　器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	（９）　器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
（9）の２　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。	（9）の２　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。
(10)　燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	(10)　燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

(11)　使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。	(11)　使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
(12)　漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。	(12)　漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
(13)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。	(13)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
2　液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。	2　液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。
	3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
(固体燃料を使用する器具)	(固体燃料を使用する器具)
第19条　固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	第19条　固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(１)　火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。	(１)　火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
(２)　置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。	(２)　置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。
2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第９号の２までの規定を準用する。	2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第９号の２までの規定を準用する。
	3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。
(気体燃料を使用する器具)	(気体燃料を使用する器具)
第20条　気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。	第20条　気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。
2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。	2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。
	3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定する

	ものほか、第18条第３項の規定を準用する。
（電気を熱源とする器具） 第21条　電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　通電した状態でみだりに放置しないこと。 （２）　安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。	（電気を熱源とする器具） 第21条　電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　通電した状態でみだりに放置しないこと。 （２）　安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。
２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第９号の２の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。	２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第９号の２の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。
	３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

議案第12号資料

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（組合を組織する地方公共団体）	（組合を組織する地方公共団体）
第２条　組合は、別表第１に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。	第２条　組合は、別表第１に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。
（組合の共同処理する事務）	（組合の共同処理する事務）
第３条　組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第２上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。	第３条　組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第２上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。
（１）　常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給	（１）　常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給
（２）　住民の交通災害共済事業	（２）　住民の交通災害共済事業
（３）　議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償	（３）　議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償
（４）　非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	（４）　非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償
（５）　非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償	（５）　非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償
（６）　非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	（６）　非常勤消防団員に対する退職報償金の支給
（７）　消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与	（７）　消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与
（８）　非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給	（８）　非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給
（９）　住民の予防接種事故に対する救済措置	（９）　住民の予防接種事故に対する救済措置
(10)　住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	(10)　住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け
(11)　公平委員会に関する事務	(11)　公平委員会に関する事務

(12)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務	(12)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務
(13)　職員の共同研修機関の設置及び運営	(13)　職員の共同研修機関の設置及び運営
(14)　削除	(14)　削除
(15)　消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理	(15)　消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理
(16)　軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付	(16)　軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付
2　組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。	2　組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。
別表第１（第２条関係）	別表第１（第２条関係）
千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合	千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合

印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第２（第３条第１項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡

印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第２（第３条第１項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡

		市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合
	第３条第１項第２号に掲げる事務	木更津市　茂原市　成田市　東金市　旭市　勝浦市　流山市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町
	第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほ

		市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合
	第３条第１項第２号に掲げる事務	木更津市　茂原市　成田市　東金市　旭市　勝浦市　流山市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町
	第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほ

	か二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
（略）	
第３条第１項第11号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、

	か二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
（略）	
第３条第１項第11号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、

	四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
（略）	

	四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
（略）	

議案第17号資料

富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要

○代表者である公益財団法人富津市施設利用振興公社の概要

１　所 在 地　　富津市新富146番地の２

２　名　　称　　公益財団法人富津市施設利用振興公社

３　代表者名　　理事長　宮﨑　一行

４　設　　立　　平成元年４月14日

５　役員数等　　理事４名、監事２名、評議員９名、職員数７名

６　目　　的　　住民のスポーツの振興に関する各種の事業を行うとともに、公園緑地等及びスポーツ・レクリエーション施設並びにその他の施設の管理運営を行い、もって、住民福祉の増進と良好な生活環境づくりに寄与する。

７　事業内容　　（１）　地域住民のスポーツの振興に関する事業

（２）　緑化の推進に関する事業

（３）　富津市その他の公共団体の設置した公共施設の管理受託

（４）　上記の目的を達成するために必要な事業

８　事業実績　　（１）　富津市都市公園、市立公園及び体育施設指定管理受託事業

（２）　上総湊港海浜公園指定管理受託事業

（３）　富津みなと公園指定管理受託事業

（４）　主な自主事業

・ふれあいジュニア陸上教室

・健康なぎなた教室

・市民ふれあい公園テニス大会

・ジュニアサッカー選手権大会

・ふれあいグランドゴルフ大会

・卓球スクール

・バスケットボールスクール

・キッズ体育教室

・富津市元旦マラソン大会

・ふれあい木工教室

○構成者であるミズノスポーツサービス株式会社の概要

１　所 在 地　　大阪府大阪市中央区北浜四丁目１番１号

２　名　　称　　ミズノスポーツサービス株式会社

３　代表者名　　代表取締役　薬師寺　洋彰

４　設　　立　　平成元年４月１日

５　役員数等　　代表取締役１名、取締役４名、監査役１名、従業員508名

６　目　　的　　次の事業を営むこと。

（１）　スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業

（２）　スポーツウェア・用品･用具の販売及び輸出入

（３）　清涼飲料水、レトルト食品、食料品、調味料の販売

（４）　衣料用繊維製品・皮革製品の加工及び販売並びに輸出入

（５）　貸室業

（６）　香料、化粧品、食品添加物、工業薬品、計量器及びプラスチック製容器の販売並びに輸出入

（７）　煙草、アルコールの小売

（８）　宿泊施設の経営

（９）　洋品雑貨、各種靴、家庭用電気器具、玩具、書籍の販売及び輸出入

(10)　コンピューター・ソフトウェアの開発及び販売

(11)　映画、ビデオ製作及び販売

(12)　経営コンサルタント業

(13)　一般旅行業及び旅行代理店業

(14)　書籍出版及び印刷出版業

(15)　損害保険代理業

(16)　労働者派遣法に基づく労働者派遣業

(17)　スポーツ用品及び旅行用品等のレンタル業

(18)　スポーツ、映画、演劇等の企画興行及び入場券の販売

(19)　広告代理業

(20)　クレジットカードによる商品購入者及びサービス利用者に対する斡旋業

(21)　飲食業

(22)　金融業

(23)　ゴルフ場、遊園地、スポーツ施設及びレクリエーション施設等の紹介斡旋業並びにゴルフ等会員権の販売

(24)　宅配取り次ぎ業

(25)　警備業に関する業務全般

(26)　学童保育事業及び学童保育の送迎

(27)　ビルメンテナンス業及びビル管理業務に関するコンサルタント業務

(28)　各種スポーツスクールの経営

(29)　上記に附帯関連する一切の事業

7　事業内容　（１）　施設運営事業

（２）　スクール／教室事業

（３）　指導員派遣事業

（４）　大会／スポーツイベント運営事業

8　事業実績　（１）　指定管理受託業務　99施設

（２）　直営施設　14施設

（３）　運営受託施設　12施設

（４）　PFI施設　12施設

（５）　スクール、教室業務

スイミング、サッカー、フットサル、テニス、ゴルフ、フィットネス、ランニングフォーム等

（６）　指導員派遣事業

出張体力測定、介護予防事業、ランニング講習会、ウォーキング講習会、子ども苦手運動克服教室等

（７）　その他事業

フットサル大会運営､運動会運営､市民スポーツまつり協力、各種スポーツクリニック運営等

議案第18号資料

履　歴　事　項

１　住　　所

２　氏　　名　森田吉一（もりたよしかず）

３　生年月日

４　学　　歴

５　経　　歴

議案第19号資料

履　歴　事　項

１　住　　所

２　氏　　名　能城（のうじょう）　勝（まさる）

３　生年月日

４　学　　歴

５　経　　歴